

第四十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第五号

昭和四十年二月十二日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 中島 茂喜君

理事 川村 継義君

理事 安井 吉典君

大石 八治君

島岡 高夫君

島村 一郎君

村山 達雄君

和爾俊二郎君

門司 亮君

出席政府委員

自治政務次官 高橋 禎一君

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長) 自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長) 自治事務官 山本壮一郎君

(大臣官房参事) 自治事務官 越村安太郎君

委員外の出席者

自治事務官 山本壮一郎君

(大臣官房参事) 自治事務官 越村安太郎君

専門員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件

地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)

○中馬委員長 これより会議を開きます。

地方行政連絡会議法案を議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 すでに何回も当委員会において

審議が行なわれました案件であり、かつまた、あ

らゆる角度からいろいろな質疑が行なわれた様子

でありますけれども、私自身は、今回初めて審議

に参加いたしましたような関係もありますので、ある

いは重複するかも知れませんが、一部の重

要と思われる点につきましてお尋ねしたいのであ

ります。

一つは、この法律案の提案の説明書にも記載さ

れておりますし、また御説明があったようであり

ますけれども、ほんとうのこの法律案のねらいと

するところ、その眼目、核心とするところは、こ

れは何なのでしょいか。

○松島政府委員 この法律案のねらいといいたしま

すところは、しばしば申し上げておりますよう

に、国と、地方公共団体であります都道府県と指

定都市が、連絡共同を密にして、広域的な行政を

円滑に処理していこう、こういうことでございま

す。

○吉田(賢)委員 地方行政庁が国の出先機関と連

絡協調して円滑に行政を行なっていくということ

は、現に行なわれておるのではないんですか。た

とえば実例を近畿地方にとってみても、この

分割の一地域になっておりますけれども、すでに

知事会議というものもあり、地域的にしばしばあ

らゆる角度から会合も行なわれております。この

点はいかがですか。

○松島政府委員 御指摘のとおり、国の出先機関

と府県とが従来も連絡をとっていなかったわけ

ではないと思えますけれども、ただ従来は何か特別

の法律等がございまして、その問題に関連して会

合をするというふうなこともございましたけれども、

一般的に恒常的な組織として、常にそういう

問題を協議していくという体制が欠けていたとい

うふうに考えるのでございまして、そういう意味

においてこの法律案を提案いたしました次第でござ

います。

○吉田(賢)委員 一般的に、広域的な諸問題、広

域行政の要請される諸問題の案件について、恒常

的な連絡機関がないとおっしゃいますけれども、

同じ内閣の提案による、たとえば近畿圏整備法並

びにこれに関連する整備開発の諸法等の運用の実

態を見ましても、近畿の場合は二府六県でありま

すが、二府六県はすでにしばしば会合もし、法律

に基づいて恒常的な連絡の機関を持っております

が、この点いかがでしょうか。

○山本説明員 御承知のように広域行政、特に開

発行政を中心いたしました広域行政の機関とい

たしまして、首都圏なり近畿圏なりにつきましては

は、首都圏整備委員会あるいは近畿圏の整備本部

がございまして、ある程度そういう点は進められ

ておることは事実でございまして。ただ問題は、日

本全体を見ました場合に、必ずしも近畿圏、首都

圏のように、こういう組織ができていない地方の

ほうが多いわけでございまして。国全体を見まし

て、調和のとれた開発をいたしますには、広域的

なそういう連絡機関がぜひ必要であるというの

が、われわれが考えました目的の一つでございま

す。

なお、近畿圏の整備等に関連いたしましたして、近

畿圏というのがございまして、事実上の連絡協議

をいたしておることは先生御指摘のとおりでござ

いまして、先ほど官房長が申し上げましたように、

ひとり近畿圏のみならず、その他の各地方につき

ましても、法律に基づく制度といたしまして、国

の出先機関あるいは地方団体相互間の連絡協議の

場を制度としてつくりたいというのがこの法律の

ねらいでございまして。

○吉田(賢)委員 どうもわからぬのですがね。法

律案の別表の第六番目には近畿地方行政連絡会議

として滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良

県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、こう

なっております。近畿整備法は同じく二府六県で

ございまして、このほかに三重、福井県が入るの

であります。のみならず、近畿整備法の運用上の

会議は、京都市、大阪市、神戸市の市長それぞれ

参加いたしております。つまり指定都市の市長は全

部参加しておる。でありますから、近畿整備法

にはそのような制度があつても、ないところもあ

るからこの法律が必要だというのは、これは御

回答にならないのであります。やはり重要な法律

の一部としての別表になっておりますので、その

点私は指摘しておるのであります。これはひとつ

はつきりしておいてもらいたい。

○佐久間政府委員 お尋ねの点でございましてが、

先生のおっしゃいますように近畿圏整備法で対象

といたしております区域と、地方行政連絡会議法

が近畿について考えております区域と重複するで

はないか、こういう御指摘でございまして。これに

つきまして、近畿圏整備法は、御承知のように近

畿圏整備計画を国の機関である近畿圏整備本部に

おいて作成をする仕組みになっております。した

が、いまして、これに関係地方公共団体が参加を

いたしますのは、その近畿圏整備本部の諮問機関で

ある近畿圏整備審議会のメンバーの一部といたし

まして、諮問に答えて参画する、こういう仕組み

になっておるわけでございまして。ところがこの地

方行政連絡会議はそうではなくて、関係の都道府

県知事が主体になりまして、そしてそれに関係地

方出先機関の長も参加をいたしまして、広域にお

たる問題について連絡協議をしていく、こういう

制度でございまして。したがってこの制度のねらい

が違つてございまして。

それから地方行政連絡会議で取り上げます問題

は、必ずしも近畿圏整備計画の中に盛り込まれる問題

だけにはもちろん限りませんので、いろいろな問

題があるわけでございます。そこで、それじゃ両者の関係がどういふことになるかということになるわけでございまして、おそろく近畿圏整備法によりまして、国がつくります近畿圏整備計画といふものも、関係地方公共団体の意向を十分反映したものでなければ、実効があらわれないわけでございまして、そこで地方行政連絡会議で関係都道府県や指定都市が主体になりまして、いろいろ相談をいたします、いわば自主的な構想といふものが土台になりまして、国が近畿圏整備計画をつくるというふうな形にもなるのでありまして、さらにまた、近畿圏整備計画でつくりました計画の実施にあたりまして、いろいろ関係府県、関係地方公共団体との間で、連絡協議を要するような問題も多々存すると思ひます。そういうようなものは、連絡会議を通じて連絡調整をはかつていく、そういうふうなことになるであらうと考えるわけでございます。

○吉田(賢)委員 どうもわからぬのであります。その御答弁だけでは解明にならぬのであります。もちろん近畿圏整備法並びにいまの付属法は、本部長が、近畿圏整備の長官が国務大臣であること、それから計画実施等につきましては、内閣総理大臣の権限に属する事務を行なう、こういうことになっておりますので、その方面は、機構、構成の基本的な考え方は違ひようであります。しかしながら、やはり広域行政の需要に応じるといふのは、それはこの広範な地域における国民の要望の結論をいかに行政の上に結実さすかという目的でなければなりません。したがって、いまのことは、内閣並びに国務大臣がこれを主管しておるから、そうではなくて地方公共団体の協議であるから、ということは、本質の問題じゃなしに構成の問題であつて、おのずから両者異なるというところは法文上明らかでございます。その点はわかるのであります。私の伺ふことは、それならば両者は具体的に何を目標にするのか、何をなさんとするのか、その点をひとつそれならばお答え願ひたい。両者につきましてですね。

○佐久間政府委員 先生のおっしゃいますように、両者とも近畿圏区域にわたります広域的な行政の処理を能率的に円滑に執行しようというための制度でありますことは、そのとおりでございます。ただ近畿圏整備法で考へておりますのは、その法律の中でいろいろ規定されておりますような内容を盛り込んだ近畿圏整備計画といふものをこので作成をする。そしてその実施の推進に当たるといふのが一口に申しますとこの近畿圏整備法のねらつておるところでございます。そこで、この計画そのものは国の計画といつたしまして、国の機関である近畿圏整備本部が作成をするわけでございまして、したがって、この近畿圏整備計画の中にはもちろん国の直轄事業も入るわけでございしますが、この地方行政連絡会議は一つは先ほど申しましたように、その近畿圏整備計画に盛り込まれるべきその素材となるいろいろな関係地方公共団体の要望なり計画なりといふものを、お互いが、地方公共団体が主体となつた立場においていろいろ連絡協議をしていく。まあいいですね、正式の、公式の近畿圏整備計画といふものに整備をされます。前の段階の、地方公共団体あるいは現地側のいろいろな要求といふものを下ごしらえをするといふような意味がまず一つあるかと思ひます。

それからいま一つは、近畿圏整備計画ができてから、これに基づいて事業の執行がなされるわけでございしますが、その場合に、地方公共団体が主体になつて行なう事業もございしますが、国の機関が行なう事業もあるわけでございしますが、その事業実施の段階にあつて、それぞれ国の機関である近畿圏整備本部のあやれ、こうやれという指図を受けるまでもなく、関係地方公共団体と現地の出先機関とが連絡協議をしながら、実施の円滑をはかつてまいらなければならぬという問題が、実施上の問題としてはいろいろ出てくるであらうと思ひます。

それから、この近畿圏整備計画とは必ずしも関係のない、関係地方公共団体の中での広域的な処理を要するいろいろな協議事項といふものもあるわけでございます。したがって、この両方の組織が両々相まって近畿圏におきます広域行政の円滑な処理が進め得るもの、かようなふうに考へておる次第でございます。

○吉田(賢)委員 両々相まって広域行政の完ぺきを期することができましたら、これはまことにけつこうなことでありますけれども、私の質疑の理由、根拠とするところは、屋上屋を架すようなことになるのではないかと、いたずらに会議倒れになるのではないかと、そういうことをむしろ今日国民はきらつておるのです。なるべく国民は簡素に一本にしてもらいたい、なるべくあちらへ行けこちらへ行けとこづき回されることなしに、国民の求める要望は行政によつて実現してもらいたいといふのが今日の世論であります。これにこたえるといふためには、やはりこういうところが、何かしらまだ十分に整備されないままの法律案のような気がするのでは私がお尋ねするのです。両々相まって広域行政の目的の完ぺきを期することとにけつこうなことであります。

そこで、もっと具体的に聞きますが、それならばもっと端的に申しましたならば、広範に例をあげてもう必要はありませんが、ずばつと言ふなら、どういふことが事務の種類となり、事務の要綱、内容になるのでございましょう。

○松島政府委員 この連絡会議でもって取り上げられます問題は何かというお尋ねであつたと存じますが、この連絡会議は広域にわたる行政について連絡協議していくということでございます。したがって、今日広域にわたつて処理を必要とする事務といふものを考へてみますと、一つは地域開発といわれておりますような仕事があることは御承知のとおりでございます。

次には、水資源の開発利用というやうな問題も、一府県にとどまらず、数府県にわたつて問題になることでございまして、それから道路交通体系の整備といふことが、やはり今日広域的な処理を必要とする事務となつて

まいっております。これは単に数府県にわたるといふのみならず、国の幾つかの出先機関にも関連する問題でございます。すなわち、たとへば道路の問題をとつてみましても、道路をどういふふうにつけていくか、どういふふうにしたならば交通の円滑な疎通がはかれるかといふやうなことになるかと、建設関係の問題であるのみならず、交通規制の問題にも関連をいたします。あるいは運輸行政の面にも関連してくるわけでございまして、そういう問題があるかと思ひます。

さらに、災害対策の問題にいたしまして、これも相当広い地域にわたつて起る災害といふものをどういふふうに対応していかうかといふことは、非常に広域的な問題であり、かつ幾つかの国の行政事務にも関連してくる問題であらうと思ひます。

さらにまた観点をえまして、最近非常に盛んになつてまいりました観光の問題につきましても、観光ルートといふやうなもの、昔のやうなある地点の観光といふ問題から、このごろは面と申しますか、相当の広がりを持った観光といふものに変りつゝあります。したがって、そういう観点から観光ルートをどういふふうにつけていくかといふやうな問題も、数府県にわたる問題としてあらうかと思ひます。

そのほかに、流通対策の問題も、今日非常にやかましい問題になつておりますけれども、こういった問題も単に一府県の問題にとどまらず、広く数府県にわたつて考へていかなければならぬ問題でございます。また単に農林省なら農林省の問題で生鮮食料品の問題が片づくわけではなくて、それは同時に輸送の問題あるいは市場の問題といふやうなものといふ密接な関連を持つてくるわけでございまして、

こういふやうな、いま例であげましたやうなもの、広い地域にわたる問題であると同時に、多くの行政の分野に関連する問題として、この連絡会議で取り上げられる問題であらうかと考へております。

しては、いろいろ地方公共団体といたしまして、お互いに連絡協議をしていかなければならない問題が起ってくるだろうと思うのでございます。そういう問題が起りました場合に、一々近畿圏整備本部に持ち出して、そこで調整をしてもらうということとは、これは望ましいことではございませんので、そういうものは自主的に連絡会議の話題としてここで調整をしあっていく。しかし基本になる計画は、これはやはり近畿圏整備計画ができましたらそれに従って処理をしていく。そういうような関係で両者の運用の円滑を期してまいるべきであらう、かような考え方をいたしておるわけであります。

○吉田(賢)委員　ところが、あにはからんや近畿圏整備基本計画の一応策定いたしております内容は、いまおっしゃったような基本的な構想を述べて原則を示し、方針を示すというのではなしに、かなり具体的な、たとえば港湾整備の方向というふうようなものになりますと、固有名詞がずっと並びます。それから幹線の輸送力の強化ということになりましたも、どこからどこまでの線というふうなことになります、一つ交通をとって見ましても、水資源というふうなことになります。これは何々川、たとえば木曾川、桂川、猪名川というふうな、このような固有名詞がどんどん出てくるわけです。また固有名詞を出さないで広域行政の対象である地域開発ないしは産業基盤の育成、その他経済的な諸案件にこたえるような計画というものは、これは学者ならともかくも、実際家として知事が参加し、それぞれ出先機関が参加している場合に、固有名詞を抜いては意味をなささない、学生の作文じゃあるまいし、国の経費を使った一つの大きな方針を立てるのですから。そこで、このようにあらゆる角度から、いまお述べになりましたような諸案件について具体的な案が出されておるのです。そうしますと、もっと皮肉な言い方をするならば、すでに知事も参加してある成案を得て、最終案になるかならぬかは別として、拘束さるべき法律上の義務がある、こう

いったようなときに、新規に別個の角度からもう一べん蒸し返しをやる、批判をするということにするのか。それともこの範囲でお互いに、それならこれが具体的にやれるように、行ない得るように、円滑に実施できるように、法律的に金も使えるようにどういふふうに合理的にしようかというような、その辺のことも相談するのか。するならば、それは法律に対する政令のような役割割りで実施上の細目の決定にすぎない、そういうことになる。この法律案はそんなような趣旨ではないはずなんだ。お述べるになる片りんによれば、もっと地方自治の本格的なものをぐっと出していくような、そんな辺に底意があるように私は考えるのである。けれども、どうもその辺が後手を踏んで、細目だけの協議に終わるのじゃないかとさえ思うのですが、一体これはどういふものなんですか、どういうように理解なさっておりますか。

○佐久間政府委員　先ほどもちょっと申し上げましたが、一つは計画の段階での問題がございます。計画の段階についての問題につきましては、近畿圏整備本部がつくります整備計画——もちろんこの諮問機関のメンバーとして、関係地方団体も参画はしておるわけでございますが、その体も参画はしておるわけでございますが、そのもとになります関係地方公共団体のいろいろな要望があるわけでございまして、それをお互いが自主的に調整をし、案をつくる、そうしてそれをもとにして正式な近畿圏整備計画というものをつくつてもらう、こういう一つの機能があると思ひます。それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、その場合におきましても近畿圏整備計画に盛りますものは、できるだけ基本的な根幹的なものにして、細目の点につきましては地方団体の責任でやるようにしていくべきであらう、ただその点につきましては、この近畿圏整備法が地方行政連絡会議法案よりも先にできておりますので、現在地方行政連絡会議のようなものがない段階におきましては、あるいは近畿圏整備本部で考えておりますものが、ややこまかい点にまでわたつておるかもしれないと存するわけでござ

いまするが、これができました晩におきましては、なるべくそういうものは、地方公共団体の主体性を保ちながら協議を進めていく、かようなふうに運用すべきものだと考えておるわけでございます。

それから次は、この事業の実施の段階でございますが、仰せのようにこの整備計画に盛り込まれた事業を実施いたします場合には、その基本計画に従つて地方公共団体も実施をいたさなければならぬと思いますが、しかし実際その実施に当たりますと、いろいろな細目の点においてまた問題が起るわけでございまして、それらの実施にわたるいろいろなトラブルと申しまするか、トラブルとまでいきませんでも、お互いの間の意見の調整というものをする問題が相当多く出てくるであらう、このように思うわけでございます。

○吉田(賢)委員 それはあなたのほうでそういうふう zu 思われておつても、現実にはそうでないように事態が進展しつつあるということを私は御指摘申し上げておるのです。それで、同じ政府が出す法律案ですから、もっと私は基本的な態勢を統一すべきだと思つたのです。

そこでなお、大臣おられぬのでちよつと政務次官に伺いますが、これはまあすでにずっと以前に出された法律案で、当初あなたが参画なさつたのではないと思ひますけれども、行政責任は当然承継すべきものであるから伺つてみるのですが、一体この種の法律案をつくるときには、また議会にかけるときには、閣議でもつとその辺の類似、重複、食い違い、そういうもののあるなし、一つ目的に向かつて二つの方法が行なわれるおそれはないか、こういう点について調整、統一することがいまの行政府に課せられておる大きな課題の一つだと私は思うのです。この場合、事務当局が立案なさつたことはよくわかるのですけれども、自治省以外の分野にわたる行政の相当広範な問題がこれは関連しておりますが、当然閣議でこのような基本的な問題は、やはり行政の姿勢の問題として、法律案の基本的原理の統一の問題といたしまして、

して何らか協議決定する責任がある。一体、行政をばらばらにまかすというようなあり方を今日やはり国民は批判するのです。行政はやはり内閣でなければならぬ。行政の責任は内閣です。それぞれ各省の長官はあつても國務大臣であるし、内閣の責任があるんだから、出るところは一本、内閣だ。いずれも總理大臣が提案者なんですから。だから内閣におきまして、このような辺は最終の整理を責任を持つてなさるべきであつたんだと私は思います。依然として食い違ひのまま出てきたんではないか、こういうふうに思うのですが、この点はいかがでしようか。

○高橋(禎)政府委員　もちろん政府が法律案を提出いたします場合には、閣議を経て十分検討の上提出するということになっておるわけでありまして、本法案のごときも、そのとおりにいたしましたわけでございます。私は、閣議に出た経験がありませんが、これはもう政府が責任を持って十分検討いたしましたものであることを申し上げておきます。したがって、吉田委員の御質問なされるお心持ちの中に、私、察しますに、先ほど来御質問のありました近畿圏整備法との関係において、何か屋上屋を架するような弊があるんじゃないかというような点であります。私どもそのように考えておらないわけでありまして、それについて詳しく官房長なり行政局長から説明申し上げましたが、まあ簡単に、一口に申しますと、やはり問題は、国の行政ということと地方公共団体の地方行政ということの調和の問題であると考えておるのであります。近畿圏整備法は、御承知のように国が主導権を持って、国の行政として近畿圏の整備ということを策定し、それを実施していこう、こういう立場であるわけでありまして、いま御審議を願っております地方行政連絡会議法は、地方自治の立場に立ちまして、地方行政をいかに円滑かつ能率的に効果的に推進をしていくかということを目的としておるわけでありまして、いわば主体性と申しまししょうか、主導権というものは地方公共団体側が持つ、これが中心になっていくという、

こういふ建前であるわけでございまして、先ほど来お話のございました近畿圏整備法に基づいて策定されましたいろいろの基本的な計画の実施にあたりまして、それを具体化したします間には、やはり国の行政という面と、地方公共団体の地方行政という面とが、やはり調和をとって円滑に行なわれていかなければならない面があることは御承知のとおりでありまして、またその策定の具体化にあたりまして、国の行政というよりは、むしろ重点を地方行政に置かなければならない問題も必ずそこに存在するわけであります。特に地方公共団体の行政は、非常にきめのこまかいこと、非常にまた複雑多岐にわたる等々の事情もございすわけでありますして、それを推進してまいりますためには、やはりこの法案の考えておりますような連絡会議というものを必要といたしまするし、またその基本計画に盛りれておる面においても、いろいろとこの法案の目的としておりますような重点が多々あると考えられるわけでありますして、要は国の行政と地方公共団体の行政というものがうまくかみ合つて、調和をとつていこう、それにはやはり国の立場からの策定ということも大いに意義がありますが、また同じ問題に関してそれを具体化してまいります場合に、地方公共団体が主体性をとつていろいろと協議してまいる必要性ということもあると思うのであります。なお地方公共団体——いま府県を例にとりますと、府県の地域という範囲内においてのみ行政というものが縛られてまいりますと、いまの社会の実情、社会生活、経済の発展等々にらみ合わせまして、その域を越えた広域的な行政というものが要請されておることも、吉田委員御承知のとおりでございまして、そういう問題をこの会議によりまして十分各方面と協議、連絡をとつて、その行政が円滑に迅速に効果的に推進されていくというふうにして、そして行政の民主化、地方自治というものの確立進展に大いに役立たせていきたい、そうして地元住民の要望にこたえていきたい、こういうところにねらいがある、こう考えておるようなわけ

であります。

○吉田(賢)委員 どうもわかったようなわからぬようなことなのですが、御趣意のあるところはよくわかるのですが、どうも私どもは、私自身地方行政初めて入ったのですが、やはり一番肝心なことは、もつとものごとを簡単にしないと言いたいのです。どうも日本人はあつたほうがよからう、少しでも役に立ちます、そんなことばかり考へるのです。ですから補助金でも何千億円となつてしまふ。厚生省は今国会では三十ほど整理しますという法律案を出します。やんや言われて、三十整理しますというやうな、そんなていたらくはありませぬ。日本人というものは、ものを複雑に考え過ぎる。えらい余談で悪いのですが、たとえば料理にしても、日本料理もあるし、シナ料理も食うし、西洋料理も食うし、何じやかんじや食わぬと気が済まぬ。世界じゅう歩いてこんな多芸多能の、こんな食をやっているのは日本だけですよ。それほど日本人というやつは何じやかんじやとやりたい。着物でも洋服もあるし和服もあるし、いまでもはかまはいて通っている人もあるし、帽子にしたら無帽もあるし、いろいろ雑多です。こう申しますと、ほんとうに自分ながらおかしいほど日本人の生活は複雑怪奇です。それが行政にあらわれている。これがまた今日の政治なんです。そこは自治省がいまおっしゃるやうに、地方自治に徹するというやうな憲法の精神を、ほんとうに地で行なつていこうという意気込みがあるならば、もつと本能的に、妥協しないでいくところは妥協しないでいき切つてもらいたいと思ふのです。私の尋ねるゆえんのは、私は皆さんが地方自治というものをほんとうに後生大事に、一生懸命お考えになつていこうと多とします。それならばそれで、どこをどうするかというのを、ちよつと痛くてもおっしゃつてやつてもらいたいのですよ。それをするのをやらずに、念仏ばかり言つておつたてだめなんです。から念仏言つておつたてあかんです。だからこの法律案は、私は基本的な思想が二つ流れて

いると見る。この法律とさつき申した近畿圏整備法は——近畿圏整備法は一種の官治的ないき方があらわれております。たとえばいまの広域行政のあり方としてしまして、たとえば臨調が指摘しておりますやうに一種の開発庁を設けるといふ、庁をもつて、国権の発動によつてというやうな、庁をもつて、方式でいこうという行き方、盛り上がりをつけて、民意を集めていくという行き方、この後者の行き方が自治省の基本的立場だと私は思うのです。それならば、近畿圏整備法の運用についても、一本、閣議で入れなければならぬ。これは大臣に問わなければならぬのですが、閣議で入れなければならぬ。この国会でお出しになるなら、これは継続審議は継続審議ですが、新たなお気持ちで国会に出してもいい。そして閣議におきまして、最近の近畿圏整備法の運用のしかたはおかしいじやないか——私のとつた資料は去年の十一月ですよ。十一月の資料によりまして、さきに申しましたやうに、詳細な一つの具体的ともいへば基本方針が策定されておる。これを第一次試案と称しておりますが、知事はみんな拘束されまふよ。ここにこれを支配していくというの、おっしゃるやうに国の機関がやるのですから、国の機関が予算を握つていまして、だから地方の行政庁でも、あなたの発表しておる三十八年度の地方財政の決算を見てもわかりますが、単年度の赤字県がほとんどふえたじやありませんか。今度三十一になつておる。私はびっくりしちやう。三十一も赤字府県が出ておるやうな状態なんです。また別の角度から見ると、地方におきましておそれる三割ほどはどうか自主財源はないと思ふ。七割までは国にたよつています。だから年がら年じゅうあなたのはうに陳情です。年末になつて陳情団がものすごく殺到して、廊下にへたり込んでおるニュースが出たのは御承知のとおりなんです。何がこうさせておるのか。自縄自縛ですよ。だから、自縄自縛は適当なところでぶつた切んな腹がないと成果があがつてきません。やることはただじやありません。みんな国民の税金を使つて

運営しておるのです。エネルギーはみんな国民の税金ですよ。それを思いまふと、やはり近畿圏整備法の運用のしかたがかなり具体的にわたつておるのなら、こんなものは一本閣議でぶち込まなければならぬ。閣議でぶち込んで自治省の立場を明確にして、国民の支援を背景にして国会に臨んでもらいたいと思ふ。それをせずして、こんな抽象的なことを言つたてだめなんです。しかし私は、何とかしてあなたらの意図されておるところを実現するやうに、ほんとうは協力したいのです。協力したいのだが、そういう辺について、ずばずばとやらなければ成果があがつてきませんと言ふのです。おそろくは予算のほしい知事さんは、へつぱり腰でこの近畿圏整備法の第一次試案についていきますよ。こちらで何ば相談すると言つたて、この末端の具体的な運用をどうしようかと言つたて、こつちはこし赤字になつたんだ——大阪の市長さん、飛んできていふやうなことをきのか言つておりました。なぜかならば、大阪あたりが火の車らしい。どこもかも火の車ですよ。赤字転落が全国の地方公共団体じやないやうに考へたならば、やはり権力のあるところ、中央の権力の出先機関におもねることはしませんが、中央の権力、抵抗して、反対して、これの意見は是正するというにしませんと——また地方の出先にしましてもそうすね。出先というものは何も大きな権限を持つていません。中央のひもつきの意見をちゃんと行なうだけです。みなそれぞれ昔ながらの割拠です。それできまつちやつたものがあるんだから、そこで私はどうなさるのだからというところが非常に不安なんです。ほんとうに自治の精神を生かしていこうということならば、もつと何とか方法を講じなければ——これをこのままだと通すのはやすすいですが、通すのはやすすいけれども、通つたものがまたたなざらしになつていふ法律になつたら、また法律ができて、昔の満州じやないけれども、法律ばかりで身動きできなくなつちやう。たいへんです。そういうことにならないやうに私もはして

もらいたいのです。そういう点から考えまして、やはりいまの議論は繰返しになつていふのです。ほんとうのところは、あなたのはうは少しでもこれによつて自治の精神を生かしていこうというやうなことがねらひで、一方の近畿圏整備法は、そうじやなしに、むしろ官治的な国の行政機関というものを強く打ち出しているやうなことで、対立的な二つの流れというものがここに相浮かんできておるやうな御理解をしませんか、どうですか。

○高橋(義)政府委員 吉田委員からいろいろと御好意のある鞭撻的なお言葉をいただきましたが、自治省といたしましては、先ほど申し上げましたやうに、いろいろの面を考慮いたしましてこの案をつくり、政府といたしまして十分検討をして提出をいたしましたわけでありまして、そしてまた、今後自治省といたしましては、お話しのごいしましたやうに、自治精神の高揚なり、地方公共団体の行政の円滑に、効果的に促進されていくやうなふに、いろいろとくふう、努力をしてまいり、こつちやうな考えであることは申し上げるまでもないところであります。この法律の精神は、先ほど来説明をいたしましたやうに、やはり地方公共団体の広域的行政ということを中心、かつ円滑に促進をしていくために、いまの実情に合つた最も効果的な制度であるというやうに考へておるやうなわけでございます。

○吉田(賢)委員 効果的な広域行政ができましたらまことにこれはけつこうなことなのですが、私がかんだんと議論をしたが御質問をしたやうな趣旨が、どうもいまの御答弁によつて解明されてないのです。

そこで事務の当局に伺いますが、これを運用するときには——私はこの際は近畿圏整備法に限るのですよ、ほかのことは具体的な事例を持つておらぬから。そうすると、具体的に運用するときには、一方におきまして、近畿圏整備法におきましては、基本計画が最終的には立たぬにいたしましたも、

大綱はできておる。そうすると、そういうことにらみ合わせながらいくということにでもするか、それとも各省間でもつと高次の調整を何らかの方法でとりながら——せつかく法律ができたら、二つの法律でそれから相いれないというところは許されません。法律を曲げてやったら法律違反になりますよ。ですから、相いれない運用は許されませんので、これはもつと高次の調整をするということにでもするか。事務ではそういうふうにはできないかと思ひますけれども、これは主官庁は、といいますか、最も多く意見を受けるべきものは自治省であろうと思いますが、また自治省が指導する地方の自治体もあることであるから、もつと高次の角度におきまして何らかの調整をするということでもしなければ、結局ねらう効果はあがらぬということはどうも考えるのですが、答弁のための答弁ならもうよろしゅうございしますが、事務的に御考えになりまして、ほんとうにその辺は御心配になりませんか。すでに一方ではある程度できておるのですよ。すでに御承知と思ひますけれども、内容は、私がいま申し上げましたように、あなたのほうで参加するところの出先機関全部にわたっていますよ。参加する出先機関、これはもうどこにもありませんけれども、これのいないし十二の出先機関並びに公共企業体の直接管掌する事務の分野は、全域にわたってすでに基本方針は、第一次案は策定されておりますので、そういう辺については、具体的にいかに効果あらしめるかというこの運用は一体どうなさるおつもりか。そんなものは別に知事さんが集まって相談しましよというふうに相談でもしようとするのか。それとも、ともにこれも検討しましよということにするのか、そこらはどうなるんでしようか。

○佐久間政府委員 先生が先ほどから度々御指摘になっておりますような心配というものは、率直なところ、運用にあたりまして、私もよくよく気をつけていかなければならぬであらうと存じております。そして繰り返し申し上げますが、近畿

圏整備法によりまして、これは近畿圏整備本部の諮問機関として各地方公共団体の代表の人が参加をしておるわけでございしますから、諮問に応じて答えるという形になるわけでございします。しかし御指摘のように近畿圏整備本部でつくりました整備計画につきましても、地方公共団体側からいたしますと、いろいろな意見もあらうし、また注文もあらうかと思ひます。そういうものは諮問機関のメンバーとしてではなくて、自主的にこの連絡会議のメンバーとして各地方公共団体が集まって、また出先の長も参加してもらつて、そこで自由に討議をしてもらう、その結果によつて、整備計画を変更してもらつていくという点があるならば、そういうことでこの変更を求めようと思ひます。しかし、一たんこの整備計画というところでまじりましたものは、これは法律によりまして地方公共団体としては、その計画に基づいて、実施をするようにこれとめなければならぬわけでございますから、それはこの計画に基づいていくというところに当然なるかと思ひます。しかしまた実施にあたりまして、どうもこれはよくない悪いといふようなことがございしますれば、またこの連絡会議でいろいろ相談したことをもとにいたしまして、近畿圏整備本部のほうに、こういう点はこういうふうにしてもらいたいというふうなことを申し出て、そこで調整をはかるといふこともあらうかと思ひます。

○吉田(賢)委員 近畿圏整備法の諮問機関とおっしゃいますけれども、法律によりまして、審議会は策定及び実施につきましても重要な事項について内閣総理大臣に意見を述べるといふことが法律の趣旨になっておるのであります。でありますから、単に諮問を受けて調査し、あるいは審議するというだけでは不十分であります。この点は本法律案によりまして関係大臣に意見を述べるといふのと同一ことなのであります。こういうわけでありますし、また一方、近畿圏整備法によりまして、各知事は拘束を受けることになる、こ

ういう効力があるわけでありまして。こういう次第でありますので、これは何らかの両者調整をしていかなければ、私は自治を生かすといつても、それはいきません。そこが私が言っているところなんです。ですから、何か言いたいことをへつぱり腰で言うたつてそれはあきまへん。少しぐらいこを増してくれとか、ちよつと数字を増してくれということになつてはどうかにもならぬ。そういうふうに思ひますので、そんな法律ならつくらぬほうがいい。そんな要らぬことせぬでも、現に知事会議といひますか、何か寄り合ひたいものをやつていまして、すでに公害あるいは水系の利用等につましても、具体的に実際にそれぞれと協議を進めて、そして広域行政の部分的にも実をあげておるわけなんです。これではなくもがなになつてしまふわけなんです。それで私申し上げるの、ほんとうに自治の精神を少しでも生かすために、いまは少ししかつこうが悪いけれども、なるべく失地回復したいという気持ちでも持つて一生懸命やるといふならば、何かもつと方法をとらぬとあかぬと言ひます。何ほおっしゃつても、いまのおつしやる説明だけでは、ぐつとこのしてこない、色あせてしまひます。法律案が通つたくらいで、あまり本気になつて各知事なんか協議しませんよ。前にきまつたことがあるから、それと似たり寄つたりのようなことをやつていて、少しくらい落ちがらないか、実施の上で何か言うことがないかといふことになりはしないか。その点についてどうもあなたの方の御説明では私は納得しかねる。やる以上はぐつとかじを向き変えさせるといふところまでこ入れをしないといふかぬといふのです。どうもその辺が弱いから、私はいかかかと思つております。問答をお繰り返しになるなら、その点は、もうやめておきます。

○佐久間政府委員 審議会は同じ構成メンバーじゃないかというお説でございますが、理屈を申し上げるようで恐縮でございますが、審議会にはこのメンバーのほかに学識経験者でありますとか、

いろいろほかの方も入つております。そこで審議会が意見を具申いたします場合には、どうしても格式ばつた形になると思ひますが、この連絡会議のほうは、非常に自由に、関係地方公共団体と出先機関の長とで気軽に問題について討議ができるような運用を期待いたしておりますので、この連絡会議によつて問題をとり上げて、十分掘り下げて、その結果、いままでもございしますれば、こういう法律的な根拠がございしませんでしたので、先生のおつしやいますように、へつぱり腰でものを言うというふうなことがあつたかも知れませんけれども、今度はこの法律に基づく連絡会議で討議をした意見だということ、強く近畿圏整備本部に対しても、ものを言うこともできるわけでございます。この連絡会議法案が成立いたしました晩におきましては、近畿圏整備法の運用につきましても、その点は十分配慮を加えていくべきものだ、かように考えておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 私は広域行政の実をあげるために、すなわち経済、社会、文化等の目まぐるしいばかりの変貌に対処いたしまして、そういう高度な行政需要に応じたための広域行政の実をあげますために、あなたのほうとしては事務的に続々と、ここ数年、地域開発等の法律ができております。近畿圏整備法の地方におきまして、新産業都市の問題もあるし、それからまた新たに工業整備特別地域の法律もできましたし、その他後進地域の開発に関する適用を受ける地域もございしますし、また地方、地方によりましては、全国的な総合開発の線に沿つて開発計画を立てておる。これを見渡しますと、同じことをあつちからもこつちからもやつておる。ちよつとまた別の角度から見ると、各省別々に、一つ目的を、別の角度で別の立場で追つておるんじゃないだろうか、また地域、地域は別々に同じようなことをやつておるんじゃないだろうかと思ひますので、ここらをもう少し自然発生的なそれにまかさず、この段階においては高度の広域行政の名実を備えたもの

をつくり上げるために、整備のほうへ前進さす作
業がこれ必要ではないだろうか。いろいろな法
律があります。法律全部全国的なものをあげまし
たら何十ということになるかもしれないけれど
も、地域開発、産業基盤の整備あるいは経済、社
会、文化等をめぐっての——経済とか社会開発
等、各そういう需要に応じるために制度をもう少し
統一、総合、簡素化する必要があるのじゃない
だろうか。こういうことを自治省がイニシアチブ
をとって、少し事務的にでも持っていていただ
うか、そしてこういうことをもう少し国の施策とし
て——これは次官に申し上げますが、やはり内閣
の一つの方針として、幸い社会開発なんて佐
藤さんは一生懸命おっしゃっているときです。か
ら、経済開発偏重、社会開発と並行——これはま
ことに時宜に適したことです。でありますから、少
しいま申しような整備の方向へ、ひとつ準備作
業を基礎的に進めていく段階ではないであらう
か、こういうふうに思うのですが、これは近畿圏
だけに限った問題じゃないのです。同じ目的で
から、この点いかがでございますでしょうか。

○佐久間政府委員 御指摘のようにいろいろな地
域開発に關係をいたします法律が各地域に次々
に出てきてまいりますことにつきましては、私ど
ももつと整備統合すべきだということにつきま
しては全く同感でございます。ところでなぜそう
いうものが次々に出てまいったのかという原因を
尋ねてみますと、いろいろございましてしょうけれど
も、一つには現在の各都道府県というものが、少な
くともブロック単位ぐらにおきまして相互に連
絡調整をしてくるということが欠けておりました
ために、先生のおこぼを拝借いたしますと、都
道府県間にわたります問題について国が出かけて
いって官治的な方向において問題を解決しよう
というふうな構想が出てまいったのではなからう
か。現状におきましては、府県間にまたがりま
す問題について、府県間で知事さん同士がゆっく
り相談をして解決しようというよりも、すぐ問題を

国の中央官庁に持ち込んできて、そこで調整をた
のむというふうな傾向すら見えてきておるわけ
でございます。そこで私も事務当局といたしまし
ては、実は近畿圏整備法のようなものができま
すことにつきましては、そういう意味からい
う意見も持っておったわけでございます。今
後そういうふうな傾向がこれ以上助長されま
せん、先生のおっしゃいますように、もつと整備統
合するという方向で事を進めます場合におきま
しても、この連絡会議法をつくりまして、関係府
県間で、もつと現地で自主的に相関連する問題の解
決をはかっていくという機運を醸成してまい
るということが必要であらうというふうに考
えておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 私は伺いたことがたくさんに
あるのですけれども、あなたただけ問答をして
おつてもどうもこれは解決をしませんので、一つ
だけ伺っておきますが、この連絡会議でいまお
っしゃったように、考えてみればよってきたと
ころの原因を探究していかなければならぬ。そ
ういうことになってきまして、やはりきょう起
こっている問題をどうしようかというだけにな
らぬ、おさなりのそれじゃなしに、もつと本
質的な問題を取り上げていく、なぜで
ぬのか、なぜわれわれがこうしなければならぬのか。大
体広域行政にしても歴史的に文獻によつて見
ると、戦前から、昭和二年あたりから広域行政
の提案もされてくるようですね。田中内閣の
ときからそういう歴史を持っておるようです
けれども、どうも一向実を結んでこぬのが
こういう行政らしいですね。ですから、こんな
時代になつて、世界的な開放体制下の日本だ
から、何か相当結論を出さなければならぬ時
勢、段階です。そういうふうなときですか
ら、知事さんもきょうのことばかり頭を使
つておつたらそれはだめだと思ふ。やはりあ
したや来年年のこと考えながら、一体根本
的に何でこんな話ばかりするの、新聞の伝
えるところによると、この間の知事会議で
総理に訴えたのは何

か、いわく財政で、ふところ寒し、何もできぬ、
そんなことばかり訴えたという。これがどうも
ほんとうらしいですね。そうして都道府県以下
市会、そうするといふ公営の事業の値上げを
水道も上げるわ、バスも上げるわ、これも上
げるわ、ということになる、果てしなく、社会
混乱ですわ。一体原因は何だろうということ
まで掘り下げていくのが、私はきょうの現実
の為政者の責任だと思ふのです。きょうの
ことばかり考えずに、その辺まで掘り下げ
た議論をしてもよいと私は思ふが、そんな
ことを言つたらくちびる寒して補助金もろ
くにももらえぬ。あつちこちでそつぽを向
かせる、官庁の連中は、いやがる、なる
べく現状維持が官庁の風潮らしいから、
そんなこと考えたらあつちこちも顔が
悪くなるというふうなことになるのだから
、さうじゃなしに、なるべく自由闊達たる
意見の交換でもやりながら、きょうの現
実の問題はいかに合理的に効率的に効果
をあげて処理するかというふうに、両面
の話し合いをすることを期待なさるの
かどうか。両面という意味は、さうい
うふうな技術的な面にも入る、あるいは
きょうの問題の処理も、両方ともい
うのがこの構想なのかどうか。これは
あなたに伺うのもどうかと思ふの
だけれども、どなたでもよろしくござ
いますから、ひとつ答弁してください。

○松島政府委員 この法律は、前にも御説明
申し上げましたとおり、都道府県に主
体性を持たせて広域行政の問題を解決
していこう、こういう考え方、この都
道府県に主体性を持たせろという考
え方は、地方自治体を中心にして広域
行政を展開していこう、こういうこと
になるわけでございます。都道府県を
中心にして広域行政を展開していこう
という限りにおきましては、単に今日
の問題のみならず、将来の地方自治
の発展という点についても重大なる関
心を持っています。ただいま先生御指
摘のような、ただ単に今日の仕事を
やろうというだけでなくて、やはり
地方自治体は

かくあるべきである、これは単に今日
かくあるべきでなくて、将来もかく
あるべきであるという考え方を基本
にして仕事を進めよう、と考
えているのでございまして、さ
ういふ場をこの連絡会議法を通
じて設けていきたい、さうい
うふうに考えているわけござ
います。

○吉田(賢)委員 最後に、いまの御答
弁によりまして、なお一点伺つて
おきますが、これは別の機会に
また詳細にお話を伺つて教
えていただきたいのでありますが、
日本の地方自治体は将来かく
あるべしという、いわばビジョ
ンみたいなものは一体何を考
えにたっているか、それをひと
つ教えていただきたい。それ
でございまして、終わります。

○松島政府委員 たいへん重大な
問題でございます。私、私
のようなものが御答弁申し上げ
るのが適当かどうか問題がある
かも知れませんが、今日の状
況を考へまして、地方自治体
がもう少し、強くなることを
申します。地方自治体には、
やはり財政的基礎を確立する
ことが必要ではないかという
ふうに考へております。財政
的基礎を確立した上では、
やはり現在の税源、財源の配
分というものをどうしていく
べきかという問題に行き当
たります。さういふ問題を
解決して、地方自治体み
ずから、先ほど先生から御
指摘のございましたように、
あすの暮らし、きょうの暮
らしに追われているという
ような状態、それはもち
ろんな国民の租税によつて
まかなわれる団体でござ
いますから、暖衣飽食する
というふうなことは許さ
れるわけのものではござ
いませぬけれども、少な
くとも住民が期待する
仕事ができるような財
政状態を確立してい
くというところが、
当面と申しますか、
単に今日だけでなくて
近い将来にわたる
大きな問題ではな
からうか、か
ように考へて
おります。

○吉田(賢)委員 終わります。

○中馬委員長 次回は公報をもつてお知らせ
することとし、本日はこれにて散会いた
します。

正午散会

地方行政委員会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二 四 三 国政きに 国政に

昭和四十年一月十六日印刷

昭和四十年一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局